

平成22年度「地球規模課題国際研究ネットワーク事業（国際共同研究等の推進）」
に寄せられたお問い合わせ及び回答（公募開始～平成22年2月17日）
（青字は2月1日公開版からの更新部分）

Q1 応募申請について、「持参又は郵送による申請の場合」と「e-Radを利用した電子申請の場合」とがありますが「持参又は郵送による申請の場合」も事前にe-Radに登録の必要があるでしょうか。

A e-Radに登録する必要はありません。

Q2 「提案書[本文]の3-3研究課題実施」の「国内で研究課題を実施する選定の理由」とは何を記載したらよろしいでしょうか。

A 3つある研究テーマのうちの一つを選定していただき、そのテーマを国内で実施する理由を記載して下さい。

Q3 提案書[本文]の3-4の次は3-6となっていますが3-5は何でしょうか。

A 3-6は3-5の誤りです。現在、ホームページ上では訂正をしています。

Q4 民間企業は人件費を計上できることになっていますが、その単価は弊社の単価でよろしいでしょうか。また、委託費の支払いは概算払いのみですか、精算払いは選択できるでしょうか。

A 単価は当該機関の単価により計上できます。支払い方法については、原則は精算払いです。概算払いについては財務省との協議が整った上で、委託契約書の委託事業計画書の支払計画に基づいて請求して頂くことにより概算払いをすることができます。なお、精算払いは委託契約期間終了日の平成23年3月22日までに提出して頂く事業実績報告書を受理し検査が終了した後で支払われることとなりますので、翌4月に支払われます。

Q5 複数の研究テーマに応募することは可能ですか。

A 複数の研究テーマに応募することは可能ですが、研究テーマに応じた研究内容として頂く必要があります。

Q6 応募要領別紙1の「個別研究テーマ別の研究内容、目標等」に研究開発の具体的な取組例が示してありますが、この取組例に沿ったものである必要がありますか。

A 取組例は例示であり、必ずしもこの内容のものである必要はありませんが研究テーマに沿った研究内容にして頂く必要があります。

Q7 提案書の様式4の財務状況の欄は国立大学法人も記載する必要がありますか。なお、事業の委託契約は学部レベルで契約することになります。

A 国立大学法人も財務諸表からの転載などにより、財務状況の記載が必要です。また、契約当事者が学部長というのは可能ですが、提案書は学長名で提出をお願いします。

Q 8 国立大学法人も応募資格を取る必要がありますか。

A 都道府県市町村（当該自治体設立の大学等機関を含む）以外は、資格を取る必要があります。

Q 9 「ネットワーク形成等の推進」事業との関係について具体的に教えてください。各コンソーシアムごとの研究推進会議に、「ネットワーク形成等の推進」事業のセンター機関が参加し情報を得るほかに何か必要ですか。

A コンソーシアムからのネットワークへの積極的な参加・協力をお願いしたいと思います。具体的には「共通Q3の回答」をご参照下さい。

Q 10 研究テーマによっては具体的な取組例として複数の例が挙げられているものもありますが、それら2つを含む提案を行ってもよいのですか。

A 取組例はあくまで例示ですが、各研究テーマの趣旨に合っているのであれば、取組例に拘らなくても構いません。また、取組例の内容を両方含むような内容の提案でも構いませんが、各研究テーマごとに1つのコンソーシアムを採択することとしています。

Q 11 海外の研究機関等の「等」とはどのようなものを意味するのですか。CGIAR や国際研究ネットワークなども含みますか。

A 海外の研究機関等の「等」とは、海外の政府、CGIAR の国際研究機関、国際研究ネットワークなど幅広い対象を含んでいます。

Q 12 ワークショップの開催は国内開催に限りますか。海外で開催したほうが安く、関連する外国機関がより多く参加できるなどのメリットが大きいことがあります。

A コンソーシアムが開催するワークショップについては、国内開催に限らず海外で開催してもらっても構いません。その場合、国内・海外での開催の別も含めその必要性やメリットについて提案書への記載をお願いします。

なお、「国際研究ネットワーク形成等の推進」事業でセンター機関が実施するシンポジウムについては、国際研究を行う国内の研究機関の分野横断的なネットワークの充実・強化を図る観点から原則として国内で開催することとしています。

Q 13 海外研究機関との連携について海外の研究者が日本に研究に来るための旅費は計上できますか。

A 本事業では、コンソーシアムを統括するハブ機関を中心にコンソーシアム

参加機関が一体となって国際共同研究等を行うこととしています。国際共同研究等とは海外研究機関との研究交流等を含む幅広い範囲をカバーするものとしています。このため、本研究の推進を目的として、海外の研究者が日本に来て共同研究をしたり、ワークショップ等に参加する際の旅費について計上することが可能です。

Q14 共同研究のワークショップの開催は、コンソーシアムのハブ機関の実施に限られるのですか。コンソーシアム参加機関が実施するのは可能ですか。

A 各研究テーマに関するワークショップの開催については、ハブ機関が開催するのが一般的と考えられますが、コンソーシアム参加機関による開催を排除しているわけではありませんので、コンソーシアム参加機関が開催する必要性を提案書に記載して下さい。

Q15 ワorkshopを海外で開催する場合には、日本人研究者の旅費、海外の研究者の旅費や会場費を本事業で負担することは可能ですか。

A 負担することは可能です。なお、海外で開催する場合には、その必要性やメリットについて提案書に記載して下さい。

Q16 ハブ機関は必ず海外の研究機関と国際共同研究等を行わなければならないのでしょうか。

A 提案内容によっては、必ずしもハブ機関が海外の研究機関と国際共同研究等を実施する必要はありません。なお、国際共同研究等の実施内容については、国内研究機関からなるコンソーシアム全体として応募要領第8の2の審査基準の(7)に基づく「海外との共同研究、協力体制等が優れているか。」との観点等から提案内容を踏まえて審査が行われます。

Q17 ハブ機関が独立行政法人の場合に、提案書の様式4の「財務状況」の「当期純利益」及び「資本金」の欄に記載する必要はあるのでしょうか。また、「国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合」の欄に記載する必要はあるのでしょうか。

A 独立行政法人の場合は「当期純利益」の欄には「総利益」を記載して下さい。また、「国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合」の欄は、注)の5に記載してありますように特例民法法人についてのみ記載して頂くことになっていますので、それ以外の機関については記載する必要はありません。

Q18 e-Radによる申請において、応募情報登録【研究組織情報の入力】画面で「研究分担者」を入力することとなっていますが、研究分担者の含まれる範囲はどこまでですか。

A 本事業の場合、「研究分担者」はハブ機関の研究者及びコンソーシアム参

加機関の研究者を含みます。

「国際研究ネットワーク形成等の推進・国際共同研究等の推進 共通」

Q 1 「国際研究ネットワーク形成等の推進」事業、「国際共同研究等の推進」事業それぞれの事業に同じ機関・組織が応募することは可能でしょうか。

A それぞれの事業に同じ機関・組織が応募することは可能です。

Q 2 「国際共同研究等の推進」事業のコンソーシアム参加機関の専門家が「国際研究ネットワーク形成等の推進」事業における国際研究の分野における技術的な目利き、将来予測等を行うための検討会議の有識者として参加することは可能ですか。

A コンソーシアム参加機関の専門家が検討会議の有識者として参加することについては、特に制限されておりませんが当該検討会議の設置趣旨から、その妥当性について、プログラムディレクターによる指導が行われることがありますので、ご承知おき下さい。

Q 3 「国際共同研究等の推進」事業と「国際研究ネットワーク形成等の推進」事業は別々に応募するが、一体の事業として取り組むとは、具体的にはどういうことですか。

A 本事業では、国際研究に取り組む我が国研究機関のネットワーク形成を推進しつつ、同時に、国際共同研究等を推進し、我が国が対応すべき食料安全保障分野、環境・資源分野の国際的な課題解決に貢献することを目指しています。このため、「国際研究ネットワーク形成等の推進」事業と「国際共同研究等の推進」事業を一体の事業として事業運営を行うこととしているところです。

具体的には、事業全体の進行管理を的確に把握・管理するための事業運営委員会を設置し、事業の推進方策の検討、進捗状況の把握、成果の把握等を行うこととしています。また、受託機関についても、「国際研究ネットワーク形成等の推進」事業において国際研究ネットワーク形成等の推進のために設置されるセンター機関を中心としたネットワークに「国際共同研究等の推進」事業の受託機関（コンソーシアムハブ機関及びコンソーシアム参加機関）も積極的に参加・協力することを求めており、センター機関が情報提供の取組として行うシンポジウムへの参加やコンソーシアムの共同研究等活動の成果の提供などをお願いしたいと考えております。